

第22回 電力取引監視等委員会

議事録

日時：平成 28 年 3 月 4 日 11：20～11：50

場所：経済産業省 本館 2階 西8 共用会議室

議題

1. 適正な電力取引についての指針（改定）について
2. 電力広域的運営推進機関の予算の審査について

○八田委員長　それでは、ただいまより第22回電力取引監視等委員会の第2部を開催いたします。

本日の議題は、適正な電力取引についての指針の改定、電力広域的運営推進機関の予算の審査についてです。

この議事を始めます前に、小売登録について新川課長よりご説明をお願いいたします。

○新川取引監視課長　小売登録の審査につきましては、本日11件の事業について、経済産業大臣への回答についてお諮りし、決定していただきました。それに先立ちまして、前回の委員会におきまして、日本ロジテック協同組合の登録について、経済産業大臣への意見を回答したということの経緯についてもご説明させていただきました。

前回の経済産業大臣への回答の際におきましては、新規顧客をとらないことなど、需要家の保護のために適切な条件を付すという前提で回答させていただいたところでございますが、その後の経営状況の変化の中で、事業者から申請の取り下げとなりましたので、2月24日に経済産業大臣に対しまして、日本ロジテック協同組合の登録についての意見としまして、登録申請が取り下げられたこと、それから4月以降、同組合は電気の供給事業を行わないこととなりますので、需要家の保護に支障を来すことがないように適切な対処を求める必要があるということ、当委員会としても適切に需要家保護がなされるか監視してまいります。経済産業大臣におかれても、必要に応じ需要家保護のために適切な措置を

講じていただくようお願いしますという文書を発出しているということについて、改めてご紹介をさせていただいております。

こういった状況を受けまして、登録審査におきましては、より一層厳格に状況を確認してから登録審査を進めるということとさせていただきたいと思っております。今回お諮りしたものに付きましては、そういった状況には当たらないものと考えており、ご確認をいただいたという次第でございます。

私ども、さらに引き続き一層厳格に登録の審査を行った上で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございます。委員の方から何かご指摘なさるようなことはありますか。

（「なし」の声あり）

それでは、カメラの方、ご退室をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。適正な電力取引についての指針（改定）について、事務局より資料の説明をお願いいたします。田邊室長。

○田邊卸取引監視室長　卸取引監視室の田邊でございます。資料3に基づきまして、適正な電力取引についての指針（改定）についてご説明させていただこうと思っております。

資料3にございますように、1のところでございますけれども、適正取引ガイドラインは、公正取引委員会と経済産業省とが共同して電気事業法、又は独占禁止法上問題となる行為でございますとか、望ましい行為を示すために策定したガイドラインでございます、今般、電気事業法の第2弾の改正を見据えまして改定を行う必要があると考えてございます。

2のところでございますけれども、今回の改正は、電気事業法関係につきましては、昨年10月以降、制度設計専門会合で活発なご議論をいただきまして、その後、パブリックコメント手続に付してございます。

パブリックコメント手続の結果でございますが、1件に複数のご意見も含まれてございますけれども、28件のご意見をいただいております。いただいた意見それぞれにつきまして検討させていただきまして、技術的な修正でございますとか、よりわかりやすくするための修正は加えておりますけれども、パブリックコメント手続に付した時点の内容から、大きくその内容を変えるということは必要ないかと考えておりまして、適正取引ガイドラ

インの改定案につきまして、経済産業大臣に建議していただくことをご審議いただければと考えてございます。

適正取引ガイドラインの内容でございますが、簡単にご説明申し上げますと、資料3の3以下でございます。最初に明示的には書いてございませんけれども、今年の4月から一般電気事業者という概念がなくなって、小売、送配電、発電のライセンス制が導入されることを受けまして、従来、適正取引ガイドラインの主体でございました一般電気事業者をそれぞれの文脈に合わせて、例えば区域において一般電気事業者であった小売電気事業者などとしてございます。

それ以外としまして、例えば小売の分野でいいますと、1ページ目の下のほうに書いてございますけれども、領収書等に託送料金相当支払額を明記することや次のページ——今申し上げたのは望ましい行為でございます。次のページでございますが、スイッチングの妨害は問題となる行為であることなどを書いてございます。

その下の(2)の卸パートでいいますと、問題となる行為のところでございますけれども、発電所の事故情報などはインサイダー情報と位置づけまして、インサイダー取引でございますとか、相場操縦は問題となる行為であるということを書いてございます。

(3)の託送分野でございますけれども、問題となる行為だけ3ページ目のところをご紹介させていただくと、一般送配電事業者による不当に差別的な対応が問題となるということを書いてございます。

そのほか、(4)他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引のパートにつきましても、不当な差別的な扱いを行うことは問題となることを書いてございます。

今ご説明した内容につきまして、資料3—1にございますように、経済産業大臣に建議することが適当と考えてございますので、これについてご審議いただければと考えてございます。

なお、独占禁止法関連部分につきましては、公正取引委員会において検討している段階でございますので、本日建議いただいた後に、公正取引委員会における検討が終了した段階で遅滞なく公表できるかと考えてございます。

説明は以上でございます。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。——それでは、専門委員会におられた林委員、圓尾委員、座長の稲垣先生からもご発言をお願いしたいと思います。

○林委員　ありがとうございます。今後、適正な電力取引ということで、さまざまな指針がここに示されたわけですが、特に託送系、ネットワーク関係は中立、公平にしっかり差別なくイコールフィッティングでしっかりやっていただくということもここに盛り込まれておりますので、そういった意味で我々としてもこういう指針がしっかり世に出て、しっかりした取引がなされるということを期待したいと思っています。これはコメントですけども、よろしくお願いします。

○圓尾委員　私、特に改めていうことはないのですが、今回、電力取引が活発に起きてくるということで、インサイダー取引が入ってきました。我々金融界では非常に当たり前の話ですが、電力事業者にとっては新しいことだと思います。とにかく法律、ガイドラインに引っかからなければいいのだという発想ではなくて、前広にこの精神を守っていくという行動をとらないとまずいと思います。要はガイドライン、法の精神を理解して、社内的にも前広にコントロールしていくことを、ぜひ事業者の皆さんにはやっていただきたいと思っております。

条文という形、文言では厳しく書くといろいろな活動が制限されてしまうので、これが適切な表現だと思いますが、精神をしっかり理解していくことが事業者にとっては大事だと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○稲垣委員　林委員、圓尾委員がおっしゃったところと全く同じで、今回は小売市場、それから卸分野、託送分野それぞれの自由な活動をいかに保証するかということで詰めた議論を行ってきたわけで、自由な活動が全ての源泉になるわけなので、各事業者がこれを尊重して、さらにその趣旨を踏まえて豊かにしていくということを我々は期待していますので、どうぞ皆さんもよろしくお願いいたします。

○八田委員長　どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日、適正な電力取引についての指針の改定を経済産業大臣に建議することといたしたいと思えます。

それで、本年4月から小売全面自由化が始まりますが、電力市場を競争的に機能させるため、委員会としても本指針を踏まえてしっかりと監視に努めてまいりたいと思えます。稲垣先生初め林委員、圓尾委員ほか制度設計専門会合委員の皆様のご尽力に心から感謝申し上げます。

2つ目の議題に移ります。電力広域的運営推進機関の予算の審査について、事務局より

資料の説明をお願いいたします。

○都築ネットワーク事業監視課長　それでは、資料4をお開きいただければと思います。

資料4、1ページ目の囲みの部分をごらんいただければと思います。広域機関の毎事業年度の予算でございますが、電気事業法の規定に基づきまして、大臣の認可を受けなければならぬということになってございます。

また、広域機関につきましては、運営費の大半が各一般送配電事業者が支払う特別会費によって賄われておりまして、この会費につきましては、託送料金原価に組み込まれております。すなわち託送料金によって運営費の大半が賄われているという仕組みになってございます。

こうした状況に鑑みまして、当委員会といたしまして、託送料金の適正性を確保していく観点から、広域機関の予算につきましては、託送料金の審査要領、あるいは査定方針において示されている考え方にも準拠したものとしていく必要があるかと考えてございます。

このため、来年度の予算に関しまして、当委員会から広域機関に対して報告徴収を行い、内容を確認していくことといたしておりますが、その確認に当たっての考え方を当委員会として明らかにしておくため、今般、審査方針としてご検討いただく次第でございます。

資料の2ページ目をごらんになっていただければと思います。今申し上げた内容は、この紙の上半分に同じようなことが書いてありますので、下の半分をごらんになっていただければと思います。審査方針という囲みの下の部分ですが、まず1点目でございます。今申し上げたことに関連いたしまして、原則として託送料金の審査要領、それから査定方針に基づいて確認していくのだということを明らかにしてございます。

ただし、広域機関でございますが、人員が小規模、約150名程度の人員規模であるということもございますので、一般送配電事業者と単純比較が難しい場合がございます。こうしたことも勘案いたしまして、個別にしんしゃくして予算を認める場合があるのだということをごここに書かせていただいております。

続きまして、大きな2点目でございます。運営費として計上されている内容が託送料金原価として認められないもの、それから合理的な範囲を逸脱して、過剰な数量が計上されていないかという点を確認していくということを示してございます。

最後、3点目でございます。今般の電力システム改革を実現していく上で、広域機関が担うべき役割は非常に大きいものとなっております。ここに書かせていただいております

ように、安定供給、それから各種の事業者間の調整を円滑に進めるためには、広域機関がきちっとした情報を集約し、またそれを分析し、必要な指示等を行っていくということが重要になります。このためには、高度な知見を有する人材の確保、それから育成が図られることが重要であるということに鑑みまして、この文案にございますように、役職員の人件費等について、真に必要なものにつきましても、着実に計上しているかの観点からも審査を行っていきたいと考えてございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

ちなみに資料4-1というのがその次に1枚ついておりますが、先ほど報告徴収を行う旨申し上げましたが、ここにありますように、電力取引監視等委員会委員長名で広域機関の理事長宛に予算の内容を確認できる資料ということで、ここに記載しておりますような点を求めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、今のご説明に対するご質問、ご意見をお願いいたします。

○稲垣委員 査定方針の審査方針の3なのですけれども、一番下の行に真に必要なものを着実にという表現があるのですが、もう少し意味なり期待するところを課長からお話しいただけますか。

○都築ネットワーク事業監視課長 ご質問ありがとうございます。まず、ここの文脈は、制度設計、制度改革に対して、広域機関が集約している情報、あるいは広域機関が果たすべき役割が大きいものでありますので、そこに対して150名の組織というところがございますが、本当に必要なものについては、スタッフの量、それからクオリティーが保たれるということが非常に重要だと考えております。そうした観点から、「着実に」という文言を用いております。

もう一点の「真に」と申し上げている点は、ないよりはあったほうがましだという話というのが無尽蔵に広がっていくということで、ただ大きくすればいい、充実させればいいということではないと思っております。

これは、冒頭申し上げたように、託送料金で運営費が賄われているというところとも関係してございまして、それとの関係で無尽蔵に広がる趣旨ではない。本当に必要なものというのはちゃんと確保されるという趣旨で、最後のところの表記をしているものでございます。

○八田委員長　ほかにございませんか。——この方針では、広域機関については、やはりその知見が高まることのある意味では最終的には託送料金の引き下げにもつながるわけだから、そこには十分な資源を投じるべきだと。ただし、無駄になると困る、許すわけではないということですね。

それでは、ありがとうございました。ただいまの広域機関の予算の審査基準について、別紙のとおり行うことにしたいと思います。

本日予定していた議事は以上でございますが、委員の皆様、ほかに何かございますでしょうか。では、新川課長。

○新川取引監視課長　お手元に参考資料として、横長A4の資料を配付させていただいております。小売電気事業者に対する改善指導の状況について報告をさせていただきます。

前回の委員会でもご報告を申し上げましたが、小売全面自由化に向けまして、小売電気事業者が行っております営業活動について、相談、問い合わせがコールセンターなどに寄せられております。

前回の委員会以降、以下の事例について事実関係の確認や指導を行っておりますので、ご報告をさせていただきます。また、事業者がみずから顧客からの指摘事項とその改善策を公表しております事例も存在いたします。

指導事例としまして、一番左でございますが、説明資料に誤りがあった例としまして、小売電気事業者の料金メニューについての説明資料におきまして、小売電気事業は登録制であるにもかかわらず、審査、認可を受けた事業者である旨の記載がされておりました。認可と登録では法的な位置づけも違いますし、認可のほうが一般に厳しいものであるということを考えますと、優良誤認を図ろうとしていたともとれるものでございます。事実関係の確認、指導を行いまして、小売電気事業者に対して誤りを指摘し、同社は次回印刷分から記載を修正する旨の表明をしているところでございます。

これと似たような事例としまして、ホームページに許可を受けているとしている事業者も存在しておりますので、並行して注意を行っております。

それから、調査事例でございます。不適切な営業活動としまして、コールセンター等に寄せられた苦情等から、不適切な営業活動が行われている可能性が疑われる以下の事案について調査を行っております。

まず、①でございますが、屋内設備の点検という名目で訪問を受けたけれども、点検はすぐ終わり、電気の営業活動を受けた。そして、十分な説明もないまま契約を締結したこ

ととされたという事例。それから、居住している賃貸住宅の管理会社から、電気の供給者の変更を迫るしつこい営業活動を受けているという事例につきまして、事業者に関係を確認しているところでございますが、類似の事例が発生しかねないものでございますので、できるだけ早期に私どもとして改善指導すべき事案として認識しているということを示すメッセージとしても、調査中であるということではありますが、事案として公表させていただくものでございます。

それから、一番右側、改善策を自主的に公表している事例でございますが、事業者みずから顧客からの指摘事項と改善策を公表している事例もございます。指摘事項としまして、契約の意思をきちんと確認せず、顧客の同意が得られたと思い署名を代筆したり、顧客の家族が不在のときに高齢者と契約してしまっているのではないかという指摘を受けて、改善策としては、契約締結時に再度顧客の意思、場合によっては顧客の家族の意思も確認し、また署名は必ず本人にしてもらうように徹底しているという事例を公表している事業者もいるとなっております。

私どもとしては、全面自由化に向けて、引き続きコールセンター等に寄せられる事案、また個別の相談事案、私ども職員自身が発見した事案について改善、指導を図り、必要に応じて勧告、また命令に関する建議等を事案に応じてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。こういうことは、広く注意喚起する観点から、今後も積極的に公表していただきたいと思います。

それでは、事務局より何か連絡がございましたらお願いします。

○岸総務課長　　次回日程は、決まりましたら改めてご連絡申し上げたいと思います。

○八田委員長　　きょういろいろ審議した中でも、特に最初の適正な電力取引についての指針というのは、インサイドインフォメーションに関するかなりきちんとした基準ができたのですが、これは取引する人が市場に対する信頼をちゃんともてる、例えば取引所を使っても決して一部の人が妙なことをしているのではないから安心して使えるという信頼性を確保するために最も重要なことであると思うのです。こういう基準によって、市場が健全に成長していけばと思っております。

それでは、どうもありがとうございました。

—了—

